

介護保険料低所得者減免単独実施市町村の実施内容

(2006年10月現在)

| | | | |
|----------|------|--|--|
| 3・岡崎市 | 根拠法規 | 岡崎市介護保険条例・岡崎市介護保険規則 | |
| | (1) | 対象の所得段階区分 | 第1段階(生保除く) 第2段階(条例) |
| | | 対象者の条件 | 全世帯員の前年収入の合算額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(条例) 住民税課税者から生計の援助を受けていないものであること。(条例) 資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難なものであること。(条例) |
| | | 減免内容 | 第1段階保険料を2分の1相当額に減額(年額26,100円を13,050円に減額)(規則) |
| | (2) | 対象の所得段階区分 | 第3段階(条例) |
| | | 対象者の条件 | 全世帯員の前年収入の合算額が60万円を超え120万円(世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(条例) ~ (1)と同じ |
| | | 減免内容 | 第2段階保険料を3分の2相当額に減額(年額35,820円を23,880円に減額)(規則) |
| | (3) | 対象の所得段階区分 | 第3段階(条例) |
| | | 対象者の条件 | 全世帯員の前年収入の合算額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(条例) ~ (1)と同じ |
| | | 減免内容 | 第2段階保険料を3分の1相当額に減額(年額35,800円を11,940円に減額)(規則) |
| 申請の有無・内容 | | 「介護保険料減免申請書」及び「収入状況等申出書」(世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付)を市長に提出する。(条例、書類は規則) | |
| 財源 | | 介護保険特別会計 | |

| | | |
|-------|-----------|---|
| 4・一宮市 | 根拠法規 | 一宮市介護保険条例・一宮市介護保険条例施行規則 |
| | 対象の所得段階区分 | 第1段階(生保除く)・第3段階(施行規則) |
| | 対象者の条件 | 対象者本人の前年所得金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額(33万円)を超えないこと。(施行規則) |
| | 減免内容 | 各保険料徴収段階の規定額の100分の20に相当する額を減免(施行規則) 第1段階(年額22,800円を18,240円に減免) 第3段階(年額34,200円を27,350円に減免) |
| | 申請の有無 | 不要 |
| | 財源 | 介護保険特別会計 |

| | | |
|-------|-----------|--|
| 5・瀬戸市 | 根拠法規など | 瀬戸市介護保険条例・瀬戸市介護保険条例施行規則・瀬戸市介護保険料減免に係る要綱 |
| | 対象の所得段階区分 | 第3段階（要綱） |
| | 対象者の条件 | <p>全世帯員が住民税非課税であること。（要綱）</p> <p>全世帯員の実収入見込額（収入が確実に推定できない場合は、前3カ月の平均収入月額に12カ月を乗じた額）が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類、住宅扶助及び老齢加算または障害者加算を合算した額）（減免基準生活費）以下であること。（要綱）</p> <p>住民税を課税されている者に扶養されていないこと。（要綱）</p> <p>住居及び収入を得るための不動産以外の不動産を有していないこと。（要綱）</p> <p>全世帯員の預貯金の合算額が減免基準生活費の3倍以下であること。（要綱）</p> |
| | 減免内容 | 月割額で保険料の100分の25に相当する額を減免（要綱） |
| | 申請の有無・内容 | 納期期限の7日前までに「介護保険料申告書（減免・徴収猶予用）」「収入及び資産の調査に関する同意書」「収入申告書」「資産申告書」を市長に提出。（条例・施行規則・要綱） |
| | 財源 | 介護保険特別会計 |

| | | | |
|----------|----------|---|--|
| 6・半田市 | (1) | 根拠法規など | 半田市介護保険条例・半田市介護保険条例施行規則 |
| | | 対象の所得段階区分 | 第1段階（生保除く）（施行規則） |
| | | 対象者の条件 | <p>全世帯員の前年収入の合算額が、60万円（世帯員が3人以上の場合は、80万円に1人につき17万5千円を加算した額）以下であること。（施行規則）</p> <p>住民税課税者と生計を一にしていないこと。（施行規則）</p> <p>住民税課税者の扶養及び医療保険の扶養を受けていないこと。（施行規則）</p> |
| | | 減免内容 | 申請日以降に到来する納付期限に係る納付額の2分の1の額を減免する。（規則） |
| | | 申請の有無・内容 | 減免事由発生日から30日以内（条例）に、「介護保険料減免申告書」及び対象者の要件が確認できる書類（兼同意書）を市長に提出。（施行規則） |
| | | 財源 | 介護保険特別会計 |
| | (2) | 根拠法規など | 半田市介護保険条例・半田市介護保険条例施行規則 |
| | | 対象の所得段階区分 | 第3段階（施行規則・助成条例） |
| | | 対象者の条件 | <p>全世帯員の前年収入の合算額が、120万円（世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（施行規則）</p> <p>住民税課税者と生計を一にしていないこと。（施行規則）</p> <p>住民税課税者の扶養及び医療保険の扶養を受けていないこと。（施行規則）</p> <p>住居以外の不動産を有していないこと。（内規）</p> <p>全世帯の預貯金が1050万円（特別マル優に準ずる金額）以下であること。（内規）</p> |
| | | 減免内容 | 申請日以降に到来する納付期限に係る納付額の3分の1の額を減免する（施行細則） |
| 申請の有無・内容 | | 減免事由発生日から30日以内（条例）に、「介護保険料減免申告書」及び対象者の要件が確認できる書類（兼同意書）を市長に提出。（施行規則） | |
| 財源 | 介護保険特別会計 | | |

| | | |
|-------|-----------|---|
| 8・豊川市 | 根拠法規など | 豊川市介護保険条例・豊川市介護保険規則・豊川市介護保険料の減免に関する要綱 |
| | 対象の所得段階区分 | 第3段階（要綱） |
| | 対象者の条件 | 全世帯員の前年収入の合算額が、120万円（世帯員が2人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） 住民税課税者と生計を同じくせず、その被扶養者でもなく、その者から生活援助を受けていないこと。（要綱） 健康保険の被扶養者となっていないこと。（要綱） 全世帯員が住居用以外の土地または家屋を有していないこと。（要綱） |
| | 減免内容 | 第3段階保険料から第2段階保険料を引いた額を減免する。（要綱） （＝第2段階の保険料に減額） |
| | 申請の有無・内容 | 年金証書その他の資産状況に関する調書、介護保険料本算定納入通知書、健康保険証等の写しを添えて市長に申請する。（規則・要綱） |
| | 財源 | 介護保険特別会計 |

| | | |
|-------|-----------|---|
| 9・津島市 | 根拠法規など | 津島市介護保険条例・津島市介護保険法規定 |
| | 対象の所得段階区分 | 第1段階（生保除く）（規則） |
| | 対象者の条件 | 老齢福祉年金受給者（規則） 全世帯員が住民税非課税であること。（規則） 住民税課税者に扶養されていないこと。（規則） 資産を活用してもなお生活が困窮している者。（規則） |
| | 減免内容 | 第1段階保険料の2分の1の額を減免する。（規則） |
| | 申請の有無・内容 | 納付期限の7日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」（市が対象者に事前に郵送）「介護保険料納入通知書又は決定通知書」「所得状況確認書」「健康保険証の写し」を市長に申請する。（条例・規則） |
| 財源 | 介護保険特別会計 | |

| | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|---|
| 10・碧南市 | 根拠法規など | 碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則 | |
| | (1) | 対象者の条件 | 第1号被保険者及びその属する世帯の世帯員の収入及び保有する資産を考慮し、当該世帯の生活が著しく困窮していると認めるとき。（条例） 第1号被保険者の当年収入金額が80万円（第1号被保険者以外の世帯員がいるときは、80万円に1人につき40万円を加算した額）以下であること。（施行細則） 保有する資産を活用しても生活が困窮していること。（施行細則） a. 預貯金が1人世帯の場合100万円以下、2人以上世帯の場合150万円以下であること。b. 住居を用途とする土地及び家屋が200㎡未満であること。c. b以外の不動産を有していないこと。（内規） |
| | | 減免内容 | 納付すべき保険料額の2分の1の額を減免（施行規則） |
| | (2) | 対象者の条件 | 要保護者（生活保護法第6条第2項）のものであって、保険料の減免を適用されたならば保護の必要としない状態になるもの。（条例） |
| | | 減免内容 | 納付すべき保険料額の2分の1の額を減免（施行規則） |
| | 申請の有無・内容 | 納付期限までに「介護保険料減免申請書」を市長に申請する。（条例・施行規則） | |
| 財源 | 介護保険特別会計 | | |

| | | | |
|----------------|--------|-----------------------------------|--|
| 12 ・ 豊田市 | 根拠法規など | | 豊田市介護保険条例・豊田市介護保険規則 |
| | (1) | 対象者の条件 | 障害者(地方税法第292条第1項第9項規定)である被保険者で、全世帯員の合計所得金額が500万円以下の者(規則) |
| | | 減免内容 | 納付すべき保険料額の10分の2の額を減免(規則) |
| | (2) | 対象者の条件 | 全世帯員の合計収入金額が、生活保護基準額以下の者(規則) |
| | | 減免内容 | 納付すべき保険料額の10分の7.5の額を減免(規則) |
| | (3) | 対象者の条件 | 全世帯員の合計収入金額が、生活保護基準額の1.0倍以上1.2倍未満の者(規則) |
| | | 減免内容 | 納付すべき保険料額の10分の5の額を減免(規則) |
| | (4) | 対象者の条件 | 債務返済のため自己の居住財産を譲渡した者で、保険料納付が困難な者(規則) |
| | | 減免内容 | 納付すべき保険料額の10分の5の額を減免(規則) |
| | 対象者の除外 | | 上記(1)~(4)の対象者のうち、以下の該当する者は除外する。なお、他の世帯から扶養されているとき、又は生計を共にしている場合は同一世帯員としてみなす。(規則) 全世帯員の合計預貯金額が生活保護基準額の12倍以上あるとき。 全世帯員の保有する固定資産を活用すれば、保険料納付ができるとき。 |
| 申請の有無・内容 | | 納付期限7日前までに指定様式で市長に申請する。(条例・規則・要綱) | |
| 財源 | | 介護保険特別会計 | |

| | | | |
|----------------|----------|-----------|---|
| 14 ・ 西尾市 | 根拠法規 | | 西尾市介護保険条例・西尾市介護保険規則・西尾市介護保険料減免要綱 |
| | (1) | 対象の所得段階区分 | 第1段階(生保除く)(要綱) |
| | | 対象者の条件 | 全世帯の前年収入合計額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき17万5千円を加算した額)以下であること。(要綱) 過去、介護保険料の滞納がないこと。(要綱) 住民税課税者と生計を共にしていないこと。(要綱) 住民税課税者に扶養又は援助を受けていないこと。(要綱) 本人及び生計同一者が、居住用以外の土地又は家屋及び不動産・有価証券にかかわる収入がないこと。(要綱) |
| | | 減免内容 | 第1段階保険料を2分の1相当額に減額(要綱) |
| | (2) | 対象の所得段階区分 | 第2段階(要綱) |
| | | 対象者の条件 | 全世帯の前年収入合計額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき17万5千円を加算した額)以下であること。(要綱) ~(1)と同じ |
| | | 減免内容 | 第1段階保険料を2分の1相当額に減額(要綱) |
| | (3) | 対象の所得段階区分 | 第3段階(要綱) |
| | | 対象者の条件 | 全世帯の前年収入合計額が120万円(世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(要綱) ~(1)と同じ |
| | | 減免内容 | 第3段階保険料を第1段階相当額に減額(要綱) |
| | 申請の有無・内容 | | 「介護保険料減免申請書」及び「収入及び資産状況等申出書(前年収入・税金・社会保険料・医療費などの前年経費、資産の状況)を市長に提出する。(要綱) |
| | 減免期間 | | 申請の当該年度末まで(要綱) |
| | 財源 | | 介護保険特別会計 |

| | | |
|------------------------|-----------|--|
| 15 ・ 蒲 郡 市 | 根拠法規 | 蒲郡市介護保険条例・蒲郡市介護保険規則 |
| | 対象の所得段階区分 | 第3段階（規則） |
| | 対象者の条件 | 全世帯の前年収入合計額が120万円（世帯員が2人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（規則） 住民税課税者の扶養を受けていないこと。（規則） 全世帯員が居住用以外の固定資産を有していないこと。（規則） 全世帯員の預貯金合計額が1,000万円以下であること。（規則） |
| | 減免内容 | 第3段階保険料を第1段階の保険料に減額（規則） |
| | 申請の有無・内容 | 「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（規則） |
| | 財源 | 介護保険特別会計 |

| | | |
|------------------------|-----------|--|
| 16 ・ 犬 山 市 | 根拠法規など | 犬山市介護保険条例・犬山市介護保険条例施行規則・ 犬山市介護保険保険料の減免に関する要綱 |
| | 対象の所得段階区分 | 第3段階（生活保護法第8条に規定する世帯に属する場合）（要綱） |
| | 対象者の条件 | 住民税課税者と生計を共にしていないこと。（要綱） 住民税課税者の扶養を受けていないこと。（要綱） 医療保険各法の被扶養者になっていないこと。（要綱） 本人及び生計同一者が居住用以外の固定資産を有していないこと。（要綱） 本人及び生計同一者の預貯金合計額が100万円以下であること。（要綱） |
| | 減免内容 | 第3段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） |
| | 減免期間 | 申請の当該年度末まで（要綱） |
| | 申請の有無・内容 | 「介護保険減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（条例・規則） |
| | 財源 | 介護保険特別会計 |

| | | |
|------------------------|-----------|--|
| 18 ・ 江 南 市 | 根拠法規など | 江南市介護保険条例・江南市介護保険条例施行規則・ 江南市介護保険保険料の減免に関する要綱 |
| | 対象の所得段階区分 | 第3段階（要綱） |
| | 対象者の条件 | 本人の前年収入金額が42万円以下であること。（要綱） 全世帯員の前年収入合計額が120万円（世帯員が3人以上の場合は、120万円に2人から1人につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） 世帯全員が非課税であること。 住民税課税者から扶養もしくは援助を受けていないこと。 住民税課税者と生計を共にしていないこと。 全世帯員が居住用以外の土地や家屋を有していないこと。 |
| | 減免内容 | 第3段階保険料と第2段階の保険料の差の2分の1助成（要綱） （月額保険料2,808円を2,346円に減額） |
| | 申請の有無・内容 | 納付期限7日前までに「介護保険減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類（収入状況等申出書）を添付し市長に申請する。（条例・規則・要綱） |
| 財源 | 介護保険特別会計 | |

| | | |
|------------------------|-----------|--|
| 19 ・ 小 牧 市 | 根拠法規など | 小牧市介護保険条例・小牧市介護保険条例施行規則・ 小牧市介護保険保険料の減免に関する要綱 |
| | 対象の所得段階区分 | 第3段階（要綱） |
| | 対象者の条件 | 所得段階区分第1段階に準じる者（住民税課税者の被扶養者及び生計同一を除く）もしくは「小牧市外国人高齢者給付金支給要綱」に基づく給付金の支給を受けている者 |
| | 減免内容 | 第3段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） |
| | 申請の有無・内容 | 納付期限7日前までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（条例・規則・要綱） |
| | 財源 | 介護保険特別会計 |

| | | |
|------------------------|-----------|---|
| 20 ・ 稲 沢 市 | 根拠法規など | 稲沢市介護保険条例・稲沢市介護保険条例施行規則・ 稲沢市介護保険保険料の減免に関する要綱 |
| | 対象の所得段階区分 | 第1段階（生保除く）（要綱） |
| | 対象者の条件 | 全世帯員が固定資産を有しないこと |
| | 減免内容 | 第1段階保険料を2分の1相当額に減額（月額保険料1,314円を657円に減額）（要綱） |
| | 申請の有無・内容 | 「介護保険料減免・猶予申請書」「介護保険料開始通知書または納入通知書」「収入及び資産状況に関する調書及び調査同意書」「健康保険証の写し」を市長に提出する。（要綱） |
| | 減免期間 | 申請の当該年度末まで（要綱） |
| 財源 | 介護保険特別会計 | |

| | | | |
|--------------------------------------|--|-----------------------------------|--|
| 知 多 北 部 広 域 連 合 | 根拠法規 | 知多北部広域連合介護保険条例・知多北部広域連合介護保険条例施行規則 | |
| | (1) | 対象の所得段階区分 | 第1・2段階（条例・規則） |
| | | 対象者の条件 | 全世帯員の前年収入合計額が66万円（2人以上世帯の場合は66万円に1人につき16万円を加算した額）以下であること。 全世帯員の預貯合計額が200万円以下であること。 住民税課税者に扶養されていないこと。 社会保険の被扶養者でないこと。 |
| | | 減免内容 | 第1段階保険料を2分の1減額（規則） |
| | (2) | 対象の所得段階区分 | 第3段階（条例・規則） |
| | | 対象者の条件 | ～（1）と同じ |
| | | 減免内容 | 第3段階保険料を3分の2減額（規則） |
| | (3) | 対象の所得段階区分 | 第3段階（条例・規則） |
| | | 対象者の条件 | 全世帯員の前年収入合計額が98万円（2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額）以下であること。 ～（1）と同じ |
| | | 減免内容 | 第3段階保険料を3分の1減額（規則） |
| 申請の有無・内容 | 当該年度分について7月15日から3月31日の間に「介護保険料減免申請書」にて市長に申請する。減免は減免決定日の最初の納期日から行うが、当該年度の納期終了後に減額の決定がされた場合は償還払いとなる。（規則） | | |
| 財源 | 介護保険特別会計 | | |

| | | | |
|--------|----------|-----------|--|
| 25・知立市 | 根拠法規 | 知立市介護保険条例 | |
| | (1) | 対象の所得段階区分 | 第1段階(生保除く) |
| | | 減免内容 | 10分の9に相当する額 |
| | (2) | 対象の所得段階区分 | 第3段階 |
| | | 対象者の条件 | 次のいずれにも該当する方 世帯の前年収入の合計が独居で120万円(世帯員が1人増すごとに35万円を加算)以下。 預貯金が毒気代で150万円(2人以上の世帯は200万円)以下。 世帯員全てが日常生活に必要な資産以外に活用する資産を持たない。 市民税課税者の扶養または援助を受けていない。 |
| | | 減免内容 | 4分の1に相当する額 |
| 申請の有無 | 不要 | | |
| 財源 | 介護保険特別会計 | | |

| | | |
|--------|-----------|--|
| 28・岩倉市 | 根拠法規 | 岩倉市介護保険条例・岩倉市介護保険料の減免に関する規則 岩倉市介護保険料の減免に関する要綱 |
| | 対象の所得段階区分 | 第1段階(老齢福祉年金受給者)(要綱) |
| | 対象者の条件 | 前年収入が42万円(遺族年金、障害年金等住民税非課税収入を含む)以下であること。(要綱) 社会保険の被扶養者でないこと。(要綱) 継続的な仕送りを受けていないこと。(要綱) 全世帯員が居住用の土地建物以外に固定資産を有していないこと。(要綱) |
| | 減免内容 | 第1段階保険料を2分の1に減免要綱) |
| | 申請の有無・内容 | 「介護保険料減免申請書」に「収入及び資産状況に関する調書」と「健康保険証」の写しを添付し市長に申請する。 |
| | 財源 | 介護保険特別会計 |

| | | |
|--------|----------|---|
| 30・日進市 | 根拠法規 | 日進市介護保険条例・日進市介護保険条例施行規則 日進市低所得者の介護保険料減免に関する要綱 |
| | 対象者 | 第1段階(生保除く)(要綱) |
| | 減免内容 | 第1段階保険料を100分の80減免(月額保険料1,400円を280円に減額)(要綱) |
| | 申請の有無・内容 | 「保険料減免・徴収猶予申告書」を市長に申請する。なお、既に保険料を支払っており、その支払がやむを得ないと認める場合、「保険料差額支給申請書」を市長に提出することにより、償還払いする。 |
| | 財源 | 介護保険特別会計 |

| | | |
|----------------|-----------|---|
| 31 ・ 田原市 | 根拠法規 | 田原市介護保険条例・田原市介護保険条例施行規則 田原市介護保険料の減免に関する要綱 |
| | 対象の所得段階区分 | 第3段階（要綱） |
| | 対象者の条件 | 世帯の前年収入合計額（遺族年金等の住民税非課税収入含む）が100万円（世帯員が2人以上の場合は、100万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） 住民税課税者と生計を一にしていないこと。（要綱） 住民税課税者の被扶養者でないこと。（要綱） 住民税課税者から生活援助を受けていないこと。（要綱） 全世帯員が居住用以外の土地または家屋を有していないこと。（要綱） |
| | 減免内容 | 第3段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） |
| | 申請の有無・内容 | 「介護保険減免・徴収猶予申請書」に「年金証書その他収入及び資産状況に関する調書」「介護保険料本算定納入通知書」「健康保険証の写し」を添付し申請。 |
| | 財源 | 介護保険特別会計 |

| | | | |
|----------------|----------|--|---|
| 39 ・ 春日町 | 根拠法規 | 春日町介護保険条例・春日町介護保険施行規則 春日町介護保険料の減免に関する要綱 | |
| | ① | 対象の所得段階区分 | 第1段階（要綱） |
| | | 対象者の条件 | 世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。（要綱） |
| | | 減免内容 | 第1段階保険料の2分の1を減免 既に納付した保険料については減免の対象としない。 |
| | ② | 対象の所得段階区分 | 第2段階（要綱） |
| | | 対象者の条件 | 世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。 |
| | | 減免内容 | 第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） 既に納付した保険料については減免の対象としない。 |
| | 申請の有無・内容 | 申請書に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。（規則・要綱） | |
| 財源 | 介護保険特別会計 | | |

| | | |
|----------------|-----------|--|
| 41 ・ 扶桑町 | 根拠法規 | 扶桑町介護保険条例・扶桑町介護保険条例施行規則 扶桑町介護保険保険料の減免に関する要綱 |
| | 対象の所得段階区分 | 第1段階（生保除く）第2・3段階（要綱） |
| | 対象者の条件 | 生活保護基準の相当する世帯に属していること。（要綱） |
| | 減免内容 | 保険料の2分の1を減額（要綱） |
| | 申請の有無・内容 | 納付期限の7日前までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請。 |
| 財源 | 介護保険特別会計 | |

| | | |
|----------------|-----------|---------------------------------------|
| 46 ・ 蟹江町 | 根拠法規 | 蟹江町介護保険条例・規則 |
| | 対象の所得段階区分 | 第1段階（生保除く）第2段階 |
| | 対象者の条件 | 生活保護基準以下で、収入80万円以下でかつ固定資産や預金が基準以下のもの。 |
| | 減免内容 | 保険料の2分の1を減額（要綱） |
| | 申請の有無・内容 | 申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請。 |
| 財源 | 介護保険特別会計 | |

| | | | |
|----------------|------|--|---|
| 52 ・ 武豊町 | 根拠法規 | | 武豊町介護保険条例・武豊町介護保険条例施行規則 |
| | (1) | 対象の所得段階区分 | 第3段階(規則) |
| | | 対象者の条件 | 全世帯員の前年収入合計額が120万円以下であること。 |
| | | 減免内容 | 第1段階保険料の3分の1相当額を減額(月額保険料1,500円を1,000円に減額)(規則) |
| | (2) | 対象の所得段階区分 | 第2段階(規則) |
| | | 対象者の条件 | 全世帯員の前年収入合計額が60万円以下であること。 |
| | | 減免内容 | 第1段階保険料の2分の1相当額を減額(月額保険料1,500円を750円に減額)(規則) |
| 申請の有無・内容 | | 納付期限の7日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」にて町長に申請する。(規則) | |
| 財源 | | 介護保険特別会計 | |

| | | | |
|----------------|------|---|---|
| 56 ・ 幸田町 | 根拠法規 | | 幸田町介護保険条例・幸田町介護保険規則 |
| | (1) | 対象の所得段階区分 | 第1段階・第2段階(規則) |
| | | 対象者の条件 | 前年の世帯収入が42万円(複数世帯の場合は84万円)以下(規則) |
| | | 減免内容 | それぞれの段階の保険料から2分の1を減額 いずれも申請後に到来する納付期に係る納付額から減免(規則) |
| | (2) | 対象の所得段階区分 | 第2段階・第3段階(規則) |
| | | 対象者の条件 | 前年の世帯収入が94万円(複数世帯の場合は149万円)以下(規則) |
| | | 減免内容 | それぞれの段階の保険料から3分の1を減額 申請後に到来する納付期に係る納付額から減免(規則) |
| 申請の有無・内容 | | 「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に「介護保険料軽減に係る収入等申告書」を添付し町長に申請。(条例・規則) | |
| 財源 | | 介護保険特別会計 | |

| | | | |
|---|-----------|--|--|
| 61 ・ 音羽町、 62 ・ 小坂井町、 63 ・ 御津町 | 根拠法規 | | 各町介護保険条例・各町介護保険条例施行規則・ 各町介護保険料の減免に関わる取扱要綱 |
| | 対象の所得段階区分 | | 第3段階(要綱) |
| | 対象者の条件 | | 全世帯員の前年収入合計額が120万円(世帯員が2人以上の場合、120万円に1につき35万円を加算した額)以下であること。(要綱) 住民税課税者に扶養されておらず、また経済的支援を受けていないこと。(要綱) 健康保険等の被扶養者となっていないこと。(要綱) 全世帯員が居住用以外の土地及び家屋を有していないこと。(要綱) |
| | 減免内容 | | 第3段階保険料を第2段階保険料に減免(要綱) |
| | 申請の有無・内容 | | 8月中(保険料本算定)までに「介護保険減免申請書」を町長に申請。対象者の条件については聞き取りにて調査する。 |
| | 財源 | | 介護保険特別会計 |